

以上が本案の提案の趣旨並びにその概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げる次第であります。

○委員長(福岡知之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(福岡知之君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡知之君) これより請願の審査を行います。

第七六号冷、風害救済対策の強化に関する請願及び第五八二六号長崎市の災害対策強化に関する請願を議題といたします。

請願の願意につきましては、お手元の資料で御承知願いたいと存じます。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第五八二六号長崎市の災害対策強化に関する請願は議院の会議に付するを要するものと

にして内閣に送付するを要するものとし、第七六号冷、風害救済対策の強化に関する請願につきましては保留とすることといたしました。以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

つきましては、審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡知之君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

災害対策樹立に関する調査につきましては、閉会中もお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡知之君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(福岡知之君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

八月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正)

第一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、

「百六十万円」を「二百万円」に、「二百八十万円」を「三百五十万円」に、「四百万円」を「五百万円」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に、「二百万円」を「二百五十万円」に、「三百二十万円」を「四百万円」に、「四百八十万円」を「六百万円」に改め、同条第二項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改め、同条第三項中「激甚災害」を「激甚災害」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して、第一条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項第一号及び第八項並びに第二条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第八条及び第十五条第一項の規定は、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十八年度において約六千二百万円の見込みである。

八月十八日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

八月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、長崎市の災害対策強化に関する請願(第五

第五八二六号 昭和五十七年八月十四日受理
長崎市の災害対策強化に関する請願

請願者 長崎市滑石五ノ一三ノ七 中田晋

紹介議員 下田 京子君

さきの七・二三長崎大水害は、死者・行方不明二百九十九名、被害総額三千億円を超える大惨事となつた。災害の傷あとは深く、三週間を経た今もなお避難所での不自由な生活を送っている世帯や、屋根までたい積した土砂に手もつけられない家庭、また、台風シーズンを前に、雨による再度のがけ崩れの危険に、不安な毎日を送る地域も多い。ついては、次の措置を速やかにとりたい。

一、災害救助法に基づき応急仮設住宅の供与について、被災者の窮状にかんがみ、入居対象者ができるだけ広げ、早急に実施すること。また、土砂などの障害物の除去についても、実情に応じて積極的に対処すること。

二、市街地のたい積土砂の排除について、万全の措置を講ずること。

三、二次災害を予防するため、がけ崩れ、山崩れ等の防止対策を緊急度に応じ、速やかに実施すること。

昭和五十七年八月二十五日印刷

昭和五十七年八月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C